議案第９５号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　生理休暇の名称を変更するとともに、学校教育法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年３月世田谷区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

第１５条第１項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。